

令和3年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

名 称 長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会
住 所 千歳市釜加55番地の9
代表者の氏名 会長 山形 繁雄

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名
長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会
千歳市釜加55番地の9
会長 山形 繁雄
- 登録番号
北札公第1号
- 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	自宅	アークス、市民病院、北星病院	千歳駅	33.0キロ
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
千歳市内	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
長都・中長都・釜加デ マンドバス運行協議会	千歳市釜加55番地の9

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
			※	()	※	()	※
長都・中長 都・釜加デ マンドバ ス運行協 議会	保有			1 ()			
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			1			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

長都、釜加、都の地域内の住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

自宅ーアークスー市民病院ー北星病院ー千歳駅 1回乗車 300円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

※該当しない

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿 (省略)
- (2) 路線図 (省略)
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 (省略)
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

「心ふれあいバス おおぞら号」

■ 目的

地域住民の交通の移動手段を確保する事と、地域の発展向上に寄与する。

■ 対象者

長都、中長都、釜加地域住民

■ 運行主体

長都・中長都・釜加デマンドバス運行協議会

■ 運行開始日

平成28年4月1日～

■ 車両

トヨタ「エスティマ」7人乗り、（中古車）

■ 運転手

地域住民2名体制

■ 運賃

1回乗車300円（中学生以上）

■ 負担金

1世帯2,000円

■ 運行日

月曜日～金曜日

（土日祝及び年末年始、お盆は運休）

■ 運行時間

1日3便（8：00/13：00/16：00）

■ 運行路線

「アークス」「市民病院」「北星病院」
「千歳駅」の4カ所（ドア to ドア）

